二段階一般競争入札に係る第２回質疑回答書

番号	案内書の該当ページ	質疑内容	回答
１	１９	・審査期間中の企画提案内容の変更について 　契約締結の前段階となる、一次審査通過の通知を得た後の審査期間中において企画案の変更が生じた場合どのような対応になりますでしょうか。 例）当初スーパー等で構成していた（第一次企画案提出時）ドラッグ、医療機関などに企画案の変更とした。	入札案内書 P11「10. 企画提案書の提出及び入札参加資格の確認(6)企画提案書にかかる留意点②企画提案書の提出後の再提出」に記載のとおり、企画提案書の提出期限後においては、既に提出された企画提案書の修正等については認められません。
２	４３	・違約金について 　「国有財産有償貸付合意書（案)」の第２２条には、中途解約の場合は、違約金として貸付料年額の３倍を違約金として支払うとあります。 　その場合に、違約金の額について、以下のとおり、段階的（賃貸借開始から年数による）とする旨の協議は可能でしょうか。 例） 　１０年未満の場合～ 　　貸付料年額の３倍の違約金 　１５年未満の場合～ 　　貸付料年額の２倍の違約金 　２０年未満の場合～ 　　貸付料１年分の違約金 　２０年以上　　違約金なし ※いずれも建物は解体後、原状回復とする。	本件貸付にかかる国有財産有償貸付合意書につきましては、令和元年 9 月 20 日財理第 3207 号「定期借地権を設定した貸付けについて」通達に定められていることから、違約金条項の変更にかかる協議に応じることはできません。